平成２５年（フ）第２３５４号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅５―714号
債務者　坂根　公子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５４７号
大阪市浪速区大国３丁目７番７号　ヴィラ壱番館505号
債務者　西村　光代（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８５号
大阪市鶴見区緑１丁目13番27号　牧瀬ハイツ202号
債務者　安達　　治
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１９号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　大阪自彊館三徳寮
債務者　佐藤　　修
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３１号
大阪府寝屋川市田井町38番17号
債務者　中川美惠子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３３号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目５番21号セレーノ加美203、前住所大阪府東大阪市俊徳町１丁目４番20号
債務者　寺田　和浩
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６４６号
大阪府守口市高瀬町５丁目８番２号　101号室
債務者　信定　重好
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６７４号
大阪市淀川区塚本２丁目15番21号　藤井マンション402号
債務者　山本　幸代
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７１５号
大阪府大東市北条２丁目18番13号　エスポワール仙寿502号
債務者　杞川哲雄こと　兪　　哲雄
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７５０号
大阪市東淀川区大桐３丁目21番２号　トラストビルⅡ211号
債務者　仲子　俊平
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７８７号
大阪市淀川区新高４丁目15番25号
債務者　葛井　　清
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７９１号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　工藤　健司
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５０号
愛知県津島市百島町字献上１番地２　百島倶楽部207号
債務者　柴田　賢二
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１４号
札幌市中央区南７条西11丁目３番16―303号
債務者　北田順之輔
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１１号
札幌市北区篠路町上篠路69番地21
債務者　高杉　　哲
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１２号
札幌市北区篠路町上篠路69番地21
債務者　高杉　妙子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００７号
札幌市北区新琴似７条２丁目１番20―110号
債務者　小倉　勝利
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部